

介護老人保健施設・介護医療院における開設許可事項変更申請書の提出について

- 介護老人保健施設及び介護医療院は変更事項によっては、事後の届出ではなく、**事前に承認・許可を受ける必要**があります。**変更を行う前**（1ヵ月前を目安）に「開設許可事項変更申請書」（様式第6号）及び添付書類（下記一覧を参照）を提出してください。
- 開設許可事項（下記変更事項）以外の事項の変更については、変更届出書（様式第3号）をご提出ください。添付書類については、「指定事業所における変更届出書の提出について」を参照してください。
- 届出様式は、茨城県ホームページからダウンロードすることができます。
URL：http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/jigyosha/jigyosha-3.html
「茨城県のトップページ」「茨城で暮らす」「福祉・子育て」「介護保険」「事業者届出関係」「事業者指定に係る規則・申請様式等」からもご覧になれます。
制度改正等によりリンクが変更となる場合がありますので、ご注意願います。

【開設許可事項変更申請書の添付書類一覧】

	事前許可が必要な変更事項	添付書類
1	敷地面積	・敷地面積がわかる書類（申請書への記載でも可） ・事業所(施設)の新旧敷地配置図（変更部分を図示）
2	建物の構造概要・施設及び構造設備の概要	・事業所(施設)の新旧平面図(変更部分を図示) ・施設構造の変更部分のカラー写真
3	施設の共用の場合の利用計画	・利用計画の概要がわかる書類
4	運営規程（職種・員数・職務内容・入所定員の増加に関する部分に限る。）	・付表 ・新しい運営規程(変更箇所の明示または新旧対照表を添付) ・勤務体制一覧表
5	協力医療機関の変更	・付表 ・協力医療機関に関する届出書 ・協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書等）

【管理者の変更に伴う管理者承認申請書の提出について】

- 介護老人保健施設・介護医療院の管理者が変更となる場合は、**管理者を変更する前に**下記の書類を提出し、県の承認を受けてください。

<ul style="list-style-type: none"> ・管理者変更承認申請書（様式第7号） ・医師免許証の写し ・経歴書 ・雇用関係が分かる書類（雇用契約書、辞令等） ・勤務形態一覧表（管理者のみ）
--

管理者変更の承認を受けた後、変更届出書を提出してください。その際は、県が発行する管理者変更承認の指令書の写しを添付することにより、管理者変更承認申請書に添付した書類を省略可能となります。